

事業所規模の算定について（通所介護・通所リハビリテーション）

1 注意事項

- ① 算定区分確認表（以下「確認表」という。）は通所介護（加算参考様式 15-(1)）と通所リハビリテーション（加算参考様式 15-(2)）に分かれています。
- ② 算定区分の変更は、毎年3月に行い、年度途中で定員変更や営業日等の変更があった場合も、年度途中での算定区分変更は行えません。
- ③ 確認の結果、翌年度も事業所規模が変わらない場合は、届出不要です。ただし、確認表は事業所において5年間保管してください。
- ④ 確認表に記載してある「注意事項」を熟読のうえ、提出してください。
- ⑤ 利用延人員数については、愛知県国民健康保険団体連合会へ提出する「請求明細書」の対象人数をもとに算定してください。

○要介護者と一体的に行う要支援者（事業対象者含む）の利用者数の算定については、(1) または (2) のいずれかにより計算すること。

(1) 利用時間が5時間未満の利用者は、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者は、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする方法。（ただし、通所リハビリテーションでの利用時間が2時間未満の利用者数は利用者数に4分の1、利用時間が2時間以上3時間未満及び3時間以上4時間未満の利用者数は、利用者数に2分の1、利用時間が4時間以上5時間未満及び5時間以上6時間未満の利用者数は、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。）

<単位が複数ある場合、全ての単位の利用者数を上記で計算し、合算して算定する。>

(2) 同時にサービスを受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法。

<単位が複数ある場合、最も利用者数の多い単位の利用者数で算定する。ただし、同時並行的に単位が複数ある場合は、両単位の利用者数の合計とする。>

例：1日に午前、午後でそれぞれ利用時間3時間以上4時間未満のサービスを実施しており、
午前の要支援者の利用者が10人、午後の要支援者が20人の場合

◆ (1) で計算する場合 $(10人 \times 1/2) + (20人 \times 1/2) = 15人$

◆ (2) で計算する場合 利用者数の多い20人

*なお、要介護者の利用者数の取り扱い、(1)のみとなります。また、要介護者と要支援者の事業が一体的に実施されず、事業が分離されている場合は、要支援者の利用者数を含めない扱いとなります。その場合、含めない理由の根拠を残してください。

○ 通常規模型通所リハビリテーション費の算定について

通所リハビリテーションの大規模型事業所のうち、算定する月の前月において以下の要件を満たす事業所については、通常規模型通所リハビリテーション費を算定することができます。

- ◆利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が80%以上であること。
- ◆専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること

2 提出期限

算定区分が変更となる事業所は毎年3月15日までに届出をしてください。

3 提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算参考様式 1-1）
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算参考様式 2-1）
- ③ 算定区分確認表
 - 【通所介護】算定区分確認表（加算参考様式 15-(1)）
 - 【通所リハビリテーション】算定区分確認表（加算参考様式 15-(2)）

*様式は NAGOYA かいごネットからダウンロードしてください。